

離別後の親権についての日韓比較研究②

— 東アジアの家族主義福祉国家における調査結果より —

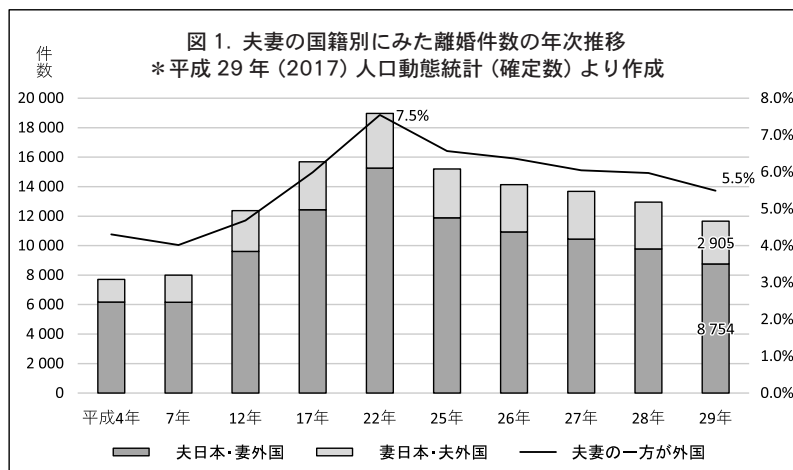
山西裕美

1. はじめに—東アジア福祉国家における離別後の共同養育・共同親権とグローバル・スタンダード

平成 29 年末の日本における在留外国人数は、256 万 1,848 人で前年末に比べ 17 万 9,026 人 (7.5%) 増加となり、過去最高である (法務省入国管理局平成 30 年 3 月 27 日)。我が国の総人口 1 億 2,670 万人 (平成 29 年 10 月 1 日現在人口推計 総務省統計局) の約 2.02 パーセントを占める。これは、在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合ともに過去最高となっている (法務省「平成 29 年末における在留外国人数について」)。

このことと呼応して、日本における離婚件数の内、夫妻の一方が外国人である割合は、一番高かった平成 22 年の 7.5% よりは低くなっているものの、全体の離婚件数が増えている中で国際離婚件数も多く、平成 29 年は全体の離婚件数の内の 5.5% を占めている。

出生率の低下に伴う労働人口の減少で、外国からの労働者が日本で働きやすくなるよう出入管理法改正法が可決された。今後も労働のみでなく留学、結婚、移住なども含め様々な要因によるグローバルな人的移動が日本とも関連して全世界的に展開され



ようになることが予想される。このような人的移動のグローバル化の進行に伴い、日本でも外国人との結婚や離婚の際に起こる諸種の問題への対応も今後の課題となるだろう。

日本でも2014(平成26)年4月1日より発効した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下、ハーグ条約)により、国外からの子どもの返還要求への対応が求められるようになった。ハーグ条約は、1970年代頃からのグローバルな人的移動や国際結婚の増加に伴い、一方の親による子どもの連れ去りなど国際的な問題を解決する必要性が生じたため1980年10月25日に作成され、2018年8月現在世界98か国が締結している。

アメリカ国務省が2018年5月に発表したハーグ条約の年次報告書では、実効性が不十分であるという理由から、日本が条約不履行国として認定された。日本が同条約に加盟した2014年以降で初めてのことである(US Department of State, 2018)。2018年11月1日現在で日本に所在する未成年子に対する外国からの返還援助申請数99件中86件で「中央当局」(日本では外務大臣)による援助決定となったが、そのうちの返還確定事案36件のうちの3件が執行不能となっている。さらに、別に継続審議事案が16件ある(外務省領事局ハーグ条約室)。審議に時間が掛かることや返還確定が決定しても返還不能のケースもあることから、日本国内における司法の効力に対し国際的批判が起きている。

そのため、法相から諮問を受けた法制審議会は返還確定後の子どもの連れ戻しを迅速にするための関連法(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 平成25年法務省第48号)の改正要綱を2018年10月4日に山下貴司法相に答申をした。この答申における主な改正点は、引き渡し確定後の実効性を高めるため、「同時存在原則」の見直しと間接強制の手続きを原則必要としないことを指す。「同時存在原則」の見直しとは、これまででは子どもの心情を配慮して一緒に暮らす親がその場に居ないと執行官による代替執行が出来なかったが、改正要綱では連れ戻そうとする側の親が居れば、連れ去った側の親が居なくても代替執行で子どもを引き渡せることになった。また、一緒に暮らしている親と引き離すことにより子どもが精神的ショックを受ける可能性も考えられるので、子どもの心身へ有害な影響を及ぼさないよう配慮しなければならないという規定も付け加えられている。

子どもの連れ去りについては、日本国内では明確なルールが定められていない。民法819条により、日本での離別後の未成年子の親権は単独親権制である。現代では未成年子を持つ夫婦の離婚の場合、8割以上で母親が全児の親権者となっている(平成28年 人口動態統計, 厚生労働省)。調停や裁判離婚の場合でも、それまでの主たる監護者が母親であることが多いので、子どもの「監護の継続性・安定性」の視点から母親が親権者になることが殆どある。そのため、別居の際に父親に無断で母親が

子どもを連れ出しても、裁判の判決では法律や社会規範を無視したものとは受け取られていない(【離婚等請求事件】平成29年7月12日 最高裁判所決定/平成29年(受)810号)。

これに対して、日本国内に子どもを無断で連れ去った母親がハーグ条約下による返還命令に従わなかったため、米国在住の父親が起こした人身保護請求事件では、母親が返還命令に従わず子どもを監護することは人身保護法の拘束に当たる違法とされました(【人身保護請求事件】平成30年3月15日/最高裁判所第一小法廷/平成29年(受)2015号)。日本の裁判所の判決で、国内事件と国外事件では判決基準が真逆の“ダブル・スタンダード”となっている(山西2018a, 山西・周2018)。

ほぼ同じ時期に起こった子どもの連れ去りに関し、なぜこのように日本の最高裁判所での判決が分かれたと考えられるだろうか。国内と国外への事件に対する裁判所の「子どもの最善」の判断基準が異なったからだと考えられる¹⁾。いずれの判決でも、子どもの利益を配慮している点は共通だが、その捉え方が異なっている。ハーグ条約下では、子どもの常居所地国で子どもの監護の手続きをするのが望ましいとされている。そのため、引き渡しの実効性を高める実施法改正要綱が提出されることとなった。

しかし、前述のように、国外では離別後に共同親権制度をもつ国も広がりつつある一方で、日本の民法では離別後は単独親権制度である。先の2つの裁判事例のように、国際法と国内法との捉え方の違いにより、母親による子どもの連れ去りという同じ内容の行為に対して、日本の裁判所で国内事件と国外事件に対して異なる判決基準を出すという“二重のダブル・スタンダード”となっている。

同じ日本国内で子どもの連れ去りという事件に対して、このような状況は大変混乱をもたらすことが危惧される。さらに、人口減少および労働力減少を背景に外国人労働者の入国基準を緩和することになると、更にその延長上で日本国内外における国際離婚の増加も予想され、出自国のルールと日本国内のルールが異なることからくる更なる混乱がもたらされることも予想される。

国際的には離別後の共同親権を取り入れる国は増えてきており、「子どもの権利条約」にある共同養育が「子どもの最善の利益」であるという考え方が趨勢である。本稿の目的は、離別後の親権や共同養育における福祉国家体制の影響を考えることである。“二重のダブル・スタンダード”は、家族主義福祉国家である結果として、日本が離別後の親権をめぐる国際法下における国外への対応と国内法での対応に対して抱えている課題といえる。

1) ハーグ条約条文冒頭に子どもの監護については子どもの利益が最も重要であることが明記されている。“The States signatory to the present Convention, Firmly convinced that the interests of children are of paramount importance in matters relating to their custody,” (CONVENTION ON THE CIVIL ASPECTS OF INTERNATIONAL CHILD ABDUCTION)

そのため、共同養育の実施や共同親権について、グローバル・スタンダードな理念や法規範と福祉国家の類型との関連を分析するため、同じく東アジアの家族主義福祉国家であるが、すでに離別後に共同親権が選択可能な韓国との比較を通じ、日本への共同親権・共同養育導入に対する課題について考察を行う²⁾。次章からは、離別後の親権に関して日韓での現地調査に基づき両国の当事者に対する量的・質的調査結果から現状を比較検討し、第三章では、東アジアの家族主義福祉国家として両国に共通する課題と違いについてまとめ、日本での導入における方向性について検討することにする。

2 日韓両国における当事者現状についての現地調査結果の比較検討

1) 調査の目的および方法について

離別後の親権について当事者の実際を調べるため、東アジアの家族主義体制の国々で先行する共同親権・共同養育の先行事例である韓国と離別後の親権が単独親権である日本において、離別後の親権・共同養育について量的質的調査を実施し、両国での実際や意識等から日本の課題を考察する。

調査方法では、両国における当事者対象に離別後の親権及び共同養育の実際についてのアンケート調査およびインタビュー調査を行った³⁾。両国で比較するため、アンケート調査内容は制度的違いの部分を除いては基本的に共通の内容で行い、インタビュー方法は構造化面接法である⁴⁾。調査の実施時期および対象者については以下のとおりである。

日本でのアンケート調査は2016年8月から2018年8月に協力を得られた母子福祉関連施設等にて留め置き調査方法にて行った。インタビュー調査は、アンケート調査で協力を得られた母子福祉関連施設等で協力を受諾いただいた方々対象に行った。韓国での調査はアンケート調査およびインタビュー調査共にひとり親家庭支援団体の協力の下に、協力を得られた会員対象に2016年12月に行った。なお、今回の両国

-
- 2) 韓国民法親族編に規定された離別後の親権と共同養育に関する制度については前稿において取り上げている(山西裕美, 2018b)。
 - 3) 本調査研究はすべて熊本学園大学倫理調査審査会での審議を受け、承認を得て行った(承認日付: 日本 2016/7/13, 韓国同年 9/30)。倫理調査審査会での本調査承認後、2016年9月にK市内母子福祉関連施設3ヶ所にて協力依頼を行ったが、同年4月の大規模地震の影響でその後閉鎖になる所もあったなどの事情上、日本での実施期間が長くなった。
 - 4) 両国とも、アンケート調査およびインタビュー調査の承諾を得られた対象者の特性が均質でなく偏りがあると思われるので、調査結果は一般化出来ない。しかしながら、離別後の親権や共同養育の実際を知る上で、様々な状況にある当事者理解に資するデータとして受け止める。

におけるアンケートおよびインタビュー調査は、筆者勤務先の調査倫理審査会審議での承認を受けた内容に添って実施しており、調査倫理上の配慮は十分に行った。

2) 日韓のアンケート調査結果の比較より

アンケートの回答数は日本が23名⁵⁾、韓国が20名であった。対象者の離婚時の年齢(有効回答数 日本:22名 韓国:20名)は、「20歳未満」は日本1名(4.5%)だが韓国は0名、「20歳代」は日本8名(36.4%)韓国1名(5.0%)、「30歳代」は日本11名(50.0%)韓国15名(75.0%)、「40歳代」は日本2名(9.1%)韓国3名(15.0%)、「50歳代」は日本ではいなかったが、韓国は1名(5.0%)と、今回の対象者では日本の方が韓国よりも若年離婚の傾向があった。そのため、ひとり親になった時の一番下の子どもの年齢(有効回答数 日本:22名 韓国:20名)も「0歳」日本1名(4.5%)韓国1名(5.0%)、「1-3歳」日本13名(59.1%)韓国8名(40.0%)、「4-6歳」日本4名(18.2%)韓国7名(35.0%)、「7-12歳」日本4名(18.2%)韓国2名(10.0%)、「13歳上」では日本はなかったが韓国2名(10.0%)だった。3歳以下で比較しても日本14名(63.6%)に対し、韓国9名(45.0%)と、日本よりも韓国の方が離別時の子どもの年齢も高い傾向を示している。

現在の親権者については、日本では親権者母親が18名(81.1%)と殆どを占め、親権者父親が1名(4.5%)、離婚調停中でまだ離婚が成立してないために共同親権である人が3名(13.6%)であった。韓国では、回答者すべてにおいて離婚が成立しており、親権者母親が15名(75.0%)、共同親権が5名(25.0%)、親権者父親はいなかった。

ひとり親になった理由も、日本は離別が17名(77.3%)、未婚が2名(9.1%)、その他3名(13.6%)、韓国は20名とも離婚によるものであった。

ひとり親になった理由は、日本では「精神的暴力」(有効回答22名)が15名(68.2%)、「ギャンブルや浪費」(有効回答22名)が11名(50.0%)、「生活費を入れない」(有効回答22名)が11名(50.0%)といった精神的、経済的暴力の項目が多い。これに対して韓国で多い理由は「性格の不一致」(有効回答20名)の10名(50.0%)が一番多く、日本より多くなっている。また次に多い項目である、「家庭をかえりみない」、「家族・親族との折り合いが悪い」も、日本より高い割合を示していることも異なっている(図2)。

日本では2011年の民法改正(「民法等の一部を改正する法律」平成23年法律第61号)により離別後の子の監護については「子の利益」が明記され、H24年4月1日よ

5) 日本はまだ離婚調停中で離婚が成立していない人がアンケート調査・インタビュー調査とも3名含まれる。日韓対象者条件を揃える意味ではこれらの日本のケースは分析から省くべきかもしれないが、離婚調停の内容も日本の離別後の親権や共同養育について考える上では有効と判断して今回は分析対象から外していない。

り離婚届に離婚後の共同養育についての協議のチェック欄が設けられた。共同養育についての質問項目では、この欄へのチェックについて尋ねたところ、無回答が9名(39.1%)チェックしなかった8名(34.8%)で7割を超えた。

韓国では、離婚時に未成年子がいる場合、協議離婚でも必ず共同養育に関する協議書を提出することが民法親族編で規定され、また協議が整わないなどの場合には家庭法院が職権にて親権者を指定することができる(836条の2, 837条, 909条等)(山西裕美, 2018b)。今回の韓国の回答者では、「子どもの親権についての話し合い」(有効回答20名)では、

「協議」15名(75.0%)のうち「母親が親権者」11名(55.0%)、「共同親権」4名(22.0%)、「裁判所による判断」4名(20.0%)のうち「母親が親権者」1名(5.0%)「父親が親権者」2名(10.0%)「共同親権」1名(5.0%)、「その他」が1名(5.0%)であった(図3)。

離別時の子どもの共同養育についての取決めが調査時点現在どのような状況であるかを養育費と面会交流について日韓を比較した(図4・図5)。日本の場合、未成年子を伴う協議離婚の場合でも、離婚手続きの際に裁判所を通さなくても良いため「取り決めを

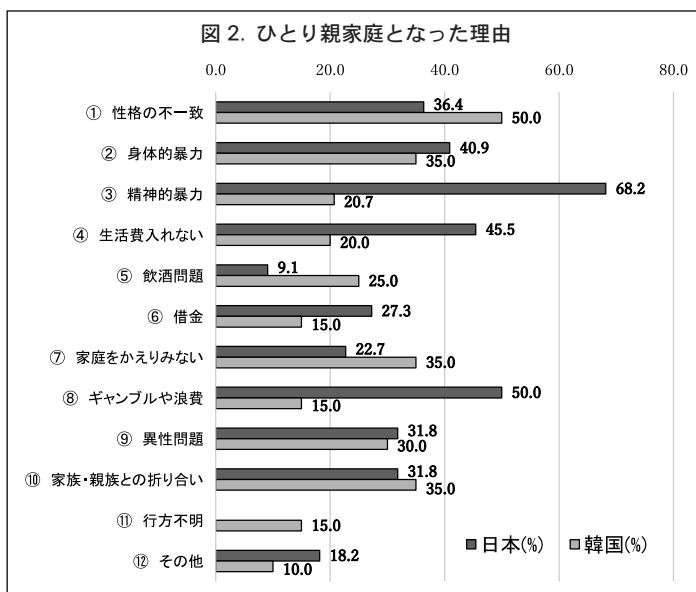
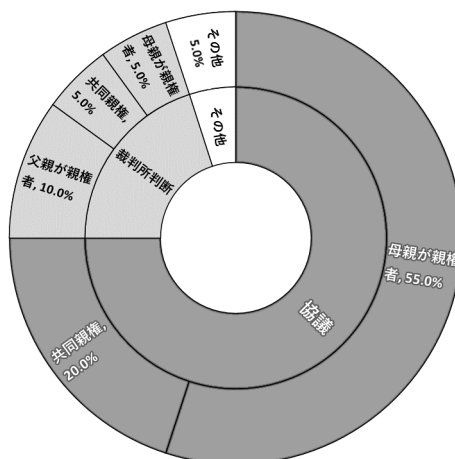


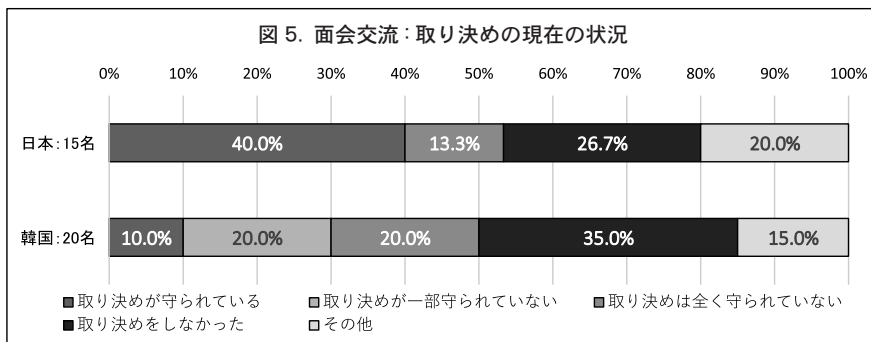
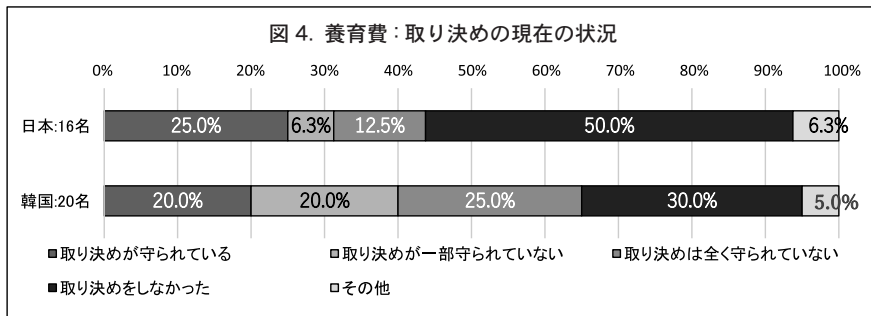
図3. 子どもの親権についての話し合い



していなかった」人が半数(有効回答16名のうち8名)を占める一方、「取り決めが守られている」人(4名25%)は韓国(4名20%)よりも多い。韓国の場合、一部守られていない人も含め、取り決めが守られていない人が9名(45%)、「取決めをしなかった」人も6名(30%)と多い。日本は離婚当初から養育費の「取決めをしなかった」人が5割を占めるが、韓国の場合は離婚当初に取り決めても取り決めが守られない割合が高く、離別時に家庭法院で協議内容による養育費負担調書を作成しているにも関わらず、実際には必ずしも効果がある訳ではないことがうかがえる。

面会交流については、むしろ日本の方が韓国よりも取り決めがされており、日本の面会交流についての「取決めが守られている」人が6名(40.0%)に対し、韓国は2名(10.0%)と、「取決めが一部守られていない」人の4名(20.0%)を合わせても日本より割合が低い。離別後の未成年子に対する親権が単独親権制度であるが、前述のように2011年の民法の一部改正により、旧法766条の「その他監護に必要な事項」にもう一方の親との面会と交流や養育費の分担が明記され、2012年4月1日より離婚届欄にもチェック欄が設けられた。家事事件でも面会交流の件数の伸びが著しい。たとえ離別時に父親と養育費の支払いを取り決めなくても、母親たちは子どものために父親との面会交流は取決めており、父親たちも子どもと面会交流への意向が強いことが実施の多さから推測される。

面会交流の取決めに際しての子どもの意見については、日本では「取り入れた」人

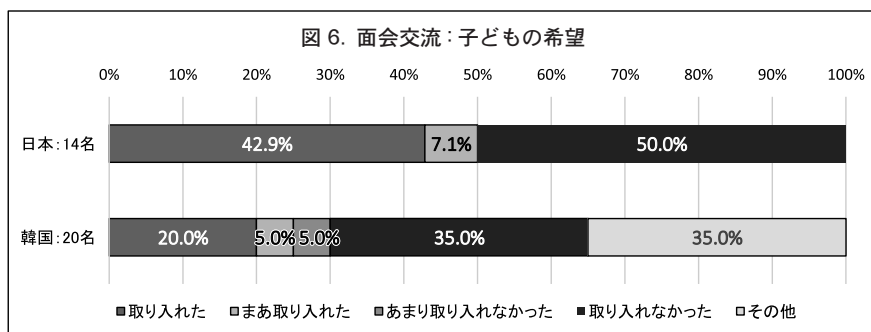


が6名(42.9%)、「まあ取り入れた」1名(7.1%)の約5割が取り入れている。これに対して韓国では、「取り入れた」人が4名(20.0%)、「まあ取り入れた」人が1名(5.0%)の併せて25%と、日本の半分の割合である。7割以上の人子ども意見あまり重視していなかった。韓国で多い「その他」(7名35.0%)を回答した人の記入内容は「子どもが小さかったから意見を出せなかったから」「子どもが小さかったから、母が決定」など、子どもが小さいことが理由の殆どを占めていた。また、「面会交流に対する意見がなかった」という記入もあった。離別時の子どもの年齢では子どもが3歳以下だったのは、日本では14名(63.6%)、韓国では9名(45.0%)と日本の方が子どもの年齢が小さい時の離別が多い。韓国では、両親離別後の子どもの共同養育の取決め内容を家庭法院へ提出しなければならないが、日本では共同養育について取り決めをしなくても協議離婚の場合は成立する。しかし、親の認識としては日本の方が、子どものために希望を取り入れる意向が強いと思われる。

日韓とも回答者数が限られているので、アンケート結果を一般化することは出来ないが、今回のアンケート回答の結果からは、以下の点がまとめられる。韓国では、離別後の共同親権が制度的に採択可能であっても、協議の場合は4/15ケース、裁判所判断の場合でも共同親権であるのは1ケースのみで、残り3ケースでは親権者は母親であった。単独親権制下で今回のアンケートでも有効回答22ケース中、親権者の8割(18ケース)が母親であった日本と結果的にはあまり変わらなかった。

韓国の民法837条に規定された共同養育の内容についての協議および836条の2に規定されているように共同養育の内容を家庭法院へ提出することになっている(山西裕美, 2018b)。しかし、離婚時に養育費の取決めをしなかったケースも3割(6/20ケース)と多く、更にアンケート回答時現在で離別時の取り決めが守られていない割合は日本より高い。韓国でも、実際にはあまり順調に養育費を受け取れていないことがうかがえる。

面会交流に関しては、養育費と異なり、日本の場合は韓国よりも離別時の取決めが多く割合で行われ、またアンケート回答時現在も取り決め通り行われている。韓国



の場合は、面会交流も養育費の場合とあまり結果が変わらず、取り決めしなかった場合も日本より多い。さらに、取り決めが離婚時協議した通りには守られていない割合も日本より多く、面会交流については、子どもの希望の取り入れなど、日本の親の方が子どものためにと取り組みへの意向が強いと思われる。共同養育は、単独親権制度や共同親権制度など国の離別後の親権制度的側面よりは、子どもの利益についての親の意識への啓発など情報提供力が大きいと推測される。

3) 日本でのインタビュー調査結果より

日韓での当事者に対するインタビュー調査では、両国で比較するため、インタビュー方法は構造化面接法である。日本での調査は、2018年8月に12名を対象に行い、内3名はまだ離婚が成立しておらず別居にて裁判所で離婚調停中である。調査対象者12名についての主な属性と離別理由などを示した一覧は表1の通りである。

表1. 日本でのインタビュー調査結果より (対象者一覧)

NO.	性別	年齢(調査時点)	子ども(調査時点)	離別	親権(単独)	養育費	面会交流	備考
J1	女性	30代	長女・次女 幼児	1年別居 調停中				DV(身体的・精神的)。裁判所から保護命令。
J2	女性	30代	長男 幼児, 長女 乳児	約1年前離婚 (調停)	母親	○	○	DV(経済的・精神的)。養育費¥2万円/月。面会交流は1回/4か月(FPIC利用)。面会交流前後母子とも不調を訴える。
J3	女性	30代	長女 高校生, 長男 小学生, 次男 幼児	3年前別居				夫のDVで別居。離婚困難。夫と全く関わりたくない。
J4	女性	30代	長女・長男・次女 小学生, 三女 幼児	3年前離婚	父親	×	×	外国出身で日本に帰化。三女以外は父親が親権者。性格不一致別居中に別の男性との間に三女出産、元夫とは連絡が取れない。
J5	女性	30代	長女 中学生, 長男 小学生	3年前離婚 (調停)	母親	×	×	夫の借金や女性問題。DV。面会交流でトラブル。それ以降会わせていない。
J6	女性	30代	長女 幼児, 次女 幼児	二カ月前離婚 (調停)	母親	○	○	DV。養育費は子ども二人で3万円/月。面会交流(1回/3ヵ月)は離婚の絶対条件。
J7	女性	30代	長男 幼児 長女 乳児	2年前離婚 (裁判所判断)	母親	×	×	警察沙汰になるDV。養育費も面会交流も望んでいたが、長引かないよう弁護士忠告で親権のみ請求。元夫には連絡も一切取れず。
J8	女性	40代	長女 小学生	3年前離婚	母親	×	○	DV。今でもパニックを起こす。養育費は慰謝料など何も要らない。面会交流は父親の希望だが都合が合わない。
J9	女性	20代	長女 幼児 長男 幼児	二カ月前離婚	母親	×	×	DV被害で父親は留置所に。離婚と親権を母親に認める条件で離婚した。養育費も面会交流も無し。
J10	女性	20代	長男 幼児 長女 乳児	別居調停中			○	外国人。習慣の違いが大きい。夫からの離婚条件(長男親権希望)を拒否。夫が長女養育費に2万円/月提示。
J11	女性	50代	長男 社会人	21年前離婚	母親	×	○	帰化した外国人。夫が働かなかった。再婚した元夫と息子はたまに会う。
J12	女性	50代	長男 大学生	11年前離婚	母親	×	○	外国人と結婚。元夫は収入不安定。長男は父親と日本で年に1-2回面会交流。外国語での親子の意思疎通が難しい。

これらの日本での離婚・離別でのインタビュー・ケースから、次節の韓国のインタビューとの比較のため、ここでは日本での離別後の共同養育上の課題について、以下三点を取り上げまとめる。

○日本の離別後の親権制度に関する問題点

法務省では2011年の民法の一部改正により、離婚前に子どもために「養育費の分担」と「面会交流」について話合っておくことや、子どもの利益として離別後の面会交流の重要性をそれぞれパンフレットで啓発をしている。しかし、今回の12名のケースでも殆どのケースが離婚の場合の養育費や調停中の場合の婚姻費用を受け取っていない。

養育費の受け取りが行われているのは2ケース(J2 J6)のみであった。面会交流は、先の2ケースに加え更に4ケース(J8 J10 J11 J12)が増えて計6ケースである。面会交流は父親からの離婚の絶対条件のケースもあり(J6)、養育費が支払われている場合は、面会交流の取決めが行われ実施されている。

養育費の支払いが無いが、面会交流の取決めや実際に行われている場合は、母親にとって何らかの物理的精神的困り感があると思われる。中には、父親からの一方的呼び出しに子どもたちが振り回され、心身傷ついたため、事実上取り消しになったケースもあった(J5)。

今回の日本のインタビュー対象者は、DV被害者が多い上、単独親権制度の下では親権を母親が取るための、あるいは弁護士の勧めに従い順調に離婚手続きを進めるための交換条件として養育費は請求しないということも選択されている(J7)。親権は母親で養育費も受け取らないが、面会交流は父親の希望というケースもあり(J8)、子どもの利益としての離別後も両親による共同養育という本来目指されていたはずの理念が、現実の運用では双方の親の利害が優先されてしまい、必ずしも反映されていないように思われる。

このように、日本では民法上離別後の単独親権制度下に、母親自身のみならず弁護士という司法の専門家にとっても、実際に子どもを養うのは親権を持つ親の最終責任と認識されている。結果的に共同養育が考慮される場合でも、養育上の経済的責任は親権を持つ親に任せられる一方で、子どもの利益は別れた親との面会交流にのみ焦点が当てられ、このことに関しては母親も子どもの利益のためにと受け入れている。

現行の離別後の単独親権制度下においても、子どもの利益につながる共同養育を実現するには、離婚当事者の両親のみならず、弁護士や家庭裁判所の判事や調停員など、実際に関わる司法現場の専門家に対し広く理念への理解を広めるとともに、実施における支援が必要だと考える。以下に、今回のインタビュー回答者の共同養育についての自分の経験や意見を紹介する。

夫の主張や、それと対立する自分の意見、それに専門家による知識、親と子どものためにこれらを交通整理するシステムが必要だと思う (J1)。

自分が頼んだ弁護士は子どものいる女性だったが、自分と相性が良くなかったので、自分の希望通りには進められなかった。親が大卒でないのに子どもの大学進学費用まで請求するのはおかしいと言われ、最低限の費用しか請求できなかった (J2)。

(共同養育は) 第三者が手伝ってくれるとなど、母親の気持ちを良く分かってくれる人が代わりに動いてくれると気持ちの負担がない (J3)。

共同養育はすごくいいことだと思う。離れても子どもには関係が無いこと。(親権者は父親だが離婚時に面会交流については口約束だったので、事情により) 自分は現在子どもたちと面会交流が出来ていない。お金の掛からない公的サービスやボランティアの支援があると良い。

.....
離婚や親権についてもっと知識を与えて欲しい。誰も話したがらないので、体験するまで知らない。離婚は悪いことではないので、中学校の教育などでちゃんとオープンに情報提供して欲しい (J4)。

共同親権は賛成出来ない。(別居時に困ったことだが) 子どもの連れ去りをされても誘拐にならない。気分がむらが無い、子どもに危害を加えないという親なら可能かもしれない (J6)。

安心して面会交流できる体制があれば考えられる。子どものために良いかと思うので (J9)。

実際には両親の責任の自覚によるのでケース・バイ・ケース。国連の考えとしては世界中に適用されても悪くないと思うが、実施には養育費平等負担の確保について国外も含めて強制力のある仕組みが必要 (J12)

○子どもと一緒に暮らさないもう一方の親との共同養育を巡る問題点

12名のインタビューのケースの中で養育費の受け取りや面会交流による共同養育が難しいケースは、離婚や離別に関わらず理由が相手からの激しい暴力 (DV や児童虐待も含む) を受けた場合である (5/12 ケース、離婚: J5 J7 J9, 別居: J1 J3)。しかし、DV での破綻の場合でも、弁護士が相手と交渉して離別後の監護として面会交流

や養育費の分担の取決めが出来ると、両親による共同養育が実施されている(3/12 ケース, J2 J6 J8*面会のみ)。

この場合も、面会交流前後の母親の気持ちの落ち込みや面会交流前後の子どもの幼児かえりなど、母子ともにメンタル面での影響が出るケースや(J2)、公園など地元のオープンな場所で母親側の親族が立ち会うなど父子の面会交流の場に母親が立ち会わない条件下での実施ケース(J6)、実際にはまだ面会が実現していないケースなど(J8)、実施については何らかの難しさを抱えていた。

性格の不一致での離婚や別居など、DV以外のケースでは、父子の面会交流はDVケースほど母親のメンタルへの強い影響を伴わない形で行われていた(離婚:J11 J12, 離別:J10)。

子どもにとって良いという根拠が分からない。良い事例も知らないし、(良い事例を知ったとしても)そこと自分たちが同じ環境かどうか分からない。DVの父親でも共同養育や共同親権が可能なのか。「子どものため」ではなく「この子どものため」と個別のケースで考えて欲しい(J1)。

DV被害の母親も父親と交流を持たないといけないのは重い。子どもたちにとって、両親の下で育つことが幸せというのはちょっと違う。子どもたちにとって愛されているというのは色々な形があると思う(J2)。

暴力じゃない離婚であれば、考えても良いのではないか。(夫のDVが)昨日のことのように思い出され、自分を傷つけないように生きている。(共同養育は子どもの最善などの)言葉だけ聞くと、深く考えて壁にぶつかる。色々なことで日々悩むが相談する人がいないので(J3)。

共同養育に関しては構わない。子どもにとっては良いことだと思う。出来れば完全に縁を切りたかったが、子どもにとってはずっと父親と母親だから(J6)。

円満離婚なら良いが、自分の場合(元夫がDV)は児童虐待や連れ去りなど、安心して面会交流を考えられない(J9)。

(共同養育が「子どもの最善」というのは)当然のことであると思う。(親の)気持ちはみんな同じだと思う。しかし、もう一方の親が相手(子どもの母親)に対する不満を出す方法が分かっておらず、子どもを傷つけるような不適切なことをしてしまう(J11)

DV や児童虐待など深刻な問題が無い離婚や離別の場合、概ね子どものために離別後のもう一方の親との面会交流への賛同が見られる。しかし、連れ去りや子どもに対して前の配偶者(子どもの母親)への当てつけ行為をする、自分勝手に子どもを振り回すなど、子どもへの親としての配慮の無い言動が懸念される場合には疑問の声が寄せられている。安心できる離別後の共同養育の実施には、子どもと一緒に暮らさないもう一方の親が、子どもと一緒に暮らす親と共同養育に対する共通認識を形成し、子どもに対する親としての役割と責任の自覚が欠かせないことが指摘されている。

○国際結婚に関連して

2018年12月8日「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が第197回国会(臨時会)で成立し、同月14日に公布された(平成30年法律第102号)。この改正法によって新たに「特定技能1号」「特定技能2号」⁶⁾が創設され、出入国在留管理庁が設置されることとなった。最初に確認したように、外国人労働者の資格制限が厳しかった法改正以前の日本でもすでに一定割合の国際離婚が起こっていたが、今回の法改正によって、今後日本でも益々多くの外国人労働者が増えるため、妻が外国人だけでなく、夫婦ともに外国人の場合での日本国内での国際離婚の増加も予想される。

今回の日本でのインタビューのケースでも国際結婚の場合が3ケースあった(J10 J11 J12)。それぞれのケースにおける日本での共同養育の実際を確認し、今後日本で必要な課題を検討する。

離別のケースで、子どもの親権をめぐり調停中の若い外国人の母親のケースがあった。出身国とは異なる日本のジェンダー観により夫家族側からの離婚の請求と長男の親権を要求されている。幼い娘がよく熱を出すので保育園で預かってもらいにくく、支援施設で看てもらいながら働いている。日本語があまり通じず、日本の男性中心の労働市場では子どもを抱えてさらに不利であるため、出来る仕事が制限される。親族から切り離された異国での離婚調停は大変負担がきつい(J10)。

他にも、お互いに日本に留学中に結婚して離婚したケース(J11)や、国外で結婚してから子どもを連れて帰国し離別後に離婚したケース(J12)である。日本人同士の離別や離婚と異なる問題が示されている。

日本に来てもうすぐ(調査時点で)3年。夫とは本国で出会い、結婚で日本へ来た。

6) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格のこと。特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格のこと。特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備が進められる。

本国の知り合いと SNS をしたらダメ、電話も掛けさせてもらえなかった。一人目の子どもの時は自分が毎日食事を作ったが、夫は育児を手伝わなかった。二人目の子どもが出来てからも、夫は育児を手伝わなかったし、自分も毎日料理を作らなかった。習慣の違い。出身国では 9 割の母親が働いているし、外でお弁当やおかずを買って食事をする (J10)。

日本の小学校に入って子どもが自信を失った。母としては出身国で教育を受けて欲しかったので、小学 3 年生で本国の学校に入ったが、言葉の問題や共同生活で週末しか帰れないなど、子どもにとって良くなかった。離婚後の子育てで悩んだことは、子どもに適した環境を子どもに探せなかったこと。自分が日本の教育システムについて詳しくなかったので (J11)。

(外国人の父親との) 面会交流は徐々に定着していった。子どもに父親のことや外国での生活や父方祖母とのつながりなど、否定的に考えて欲しくなかった。父親が外国人であることを隠すのは、片方の文化が無くなる、異文化体験がマイナスになると思った。離別後の子どもへの影響としては(言語や国籍など父親の国に関する)子どもの可能性を潰しているかもしれない (J12)。

国際結婚に伴う離別や離婚の場合、日本での離婚の話し合いや手続き、生活面での支援が必要であることは勿論であるが、双方の国の文化や考え方の違いを理解した上で、当事者親子に寄り添う支援が必要であることが汲み取れる。

それぞれのケースに対し親子の思いに寄り添い、置かれた状況での自分たちの法的また社会的に選択可能な選択肢や相談先など必要な知識と情報の提供、そのうえでの親子の自己決定を支えられる専門的なスキルを持った支援者が必要であることがうかがえる。

4) 韓国でのインタビュー調査結果より

韓国での調査は、2016 年 12 月に 10 名を対象に行い、内 1 名は未婚である。いずれのケースも女性であった。調査対象者 10 名についての主な属性と離別理由などを示した一覧は表 2 の通りである。韓国でのインタビュー対象者 10 名のうち、共同親権のケースが 5 名 (K3・K4・K6・K7・K9)、単独親権のケースも 5 名 (K1・K5・K8・K10) であった。半数のケースで共同親権となっているが、両親が協議で決めた場合も裁判所の判断で決まった場合もいずれの場合でも、養育費や面会交流などの共同養育の内容が守られておらず、共同親権でも共同養育が難しいことがうかがえる (表 3)。また、同様に、協議でも裁判所判断の場合でも、単独親権の場合も共同養育

の内容が守られていない。10名とも母親で自分たちが子どもを育てていく上で、父親が養育費の支払いを守らなかったり、面会交流をきちんと行っていなかったりする。共同親権の場合は、父親の連絡先自体が分からなくなるため、子どもの入院や夏休みの

表 2. 韓国でのインタビュー調査結果より（対象者一覧）

NO.	性別	年齢(調査時点)	子ども年齢(調査時点)	離婚	親権	養育費	面会交流	特記事項
K1	女性	30代	長男 10代	9年前	単独 (母親)	×	×	浮気による離婚。裁判所の判断で親権も養育も母親に。裁判所に訴えても拘置所なので月額50万Wの養育費も全く貰えていない。
K2	女性	40代	長女 小学生	未婚	単独 (母親)	×	×	7年前に別れた。自分は単独親権が良かったし、相手も養育費を払う気も無かった。父親が出産後すぐ自分の保険に子どもを入れ、未婚だが証明書を書けないのでひとり親家庭の支援制度に申し込めなかった。
K3	女性	50代	長男20代 長女10代	3年前	共同	△	×	両親が子どもにとって親だし、養育費のためにも共同親権にしたのに、養育費の支払いも連絡も無く、養育費実行委員会に訴えないといけなかった。共同親権だから子どもの入院など一緒に決めないといけなかったことがある。
K4	女性	30代	長男・次男10代 長女小学生	3年前	共同	×	×	新興宗教の教徒として韓国へ来て出会い、外国籍女性との結婚希望により教会の紹介で結婚したが、長女の顔から浮気を疑われた。裁判所で決めた養育費(90万W)や面会交流(1回/月)を夫が守らない。
K5	女性	50代	長女 10代	14年前	単独 (母親)	×	×	前夫会社経営悪化での離婚。協議で決まった。保育士として手当が有るので、自分から養育費は要らないと決めた。面会交流の要求も無く、自分も会わせたくなかった。娘が思春期なので面会交流が無くて良かった。
K6	女性	40代	長女 10代	14年前	共同	×	×	お互い親権が欲しかったが協議で共同親権に。裁判所で子どもが小さいので養育は母親が良いということで、父親も養育費支払いなしで合意。父親は母親に会いたくないので面会交流も無しに。養育費は子どものために貰うべきだったと後悔している。
K7	女性	40代	長女・次女 小学生	3年前	共同	×	△	協議で共同親権に、養育は母親に。養育費は元夫が将来払うと言ったが、裁判所の調停員が養育する母親が払うべきだと言って強制的にそうなる今でも腹が立つ。裁判起こすにも調停員の言葉が記録に残されない。
K7	女性	40代	長女・次女 小学生	3年前	共同	×	△	協議で共同親権に、養育は母親に。養育費は元夫が将来払うと言ったが、裁判所の調停員が養育する母親が払うべきだと言って強制的にそうなる今でも腹が立つ。裁判起こすにも調停員の言葉が記録に残されない。
K8	女性	40代	長女 10代	5年前	単独 (母親)	×	△	朝鮮民族(中国籍)。父親に離婚の原因があったので、訴えて裁判所判断で母親が親権者に。判決で決まった。50万W/月の養育費も払わず、会わせていた面会交流も4年間不払いの養育費の支払いをしたら会わずにされた。
K9	女性	30代	長女 10代	7年前	共同	×	△ *夫の家族が迎えに来ない。	母親は朝鮮民族(中国籍)で脳腫瘍を持ち、体調が大変悪い。結婚のため韓国に来たが、紹介された夫は知的障害者だった。協議で養育費無しでの共同親権に。病気なので自分が亡くなったら子どもの先が心配だったからだが、元夫の家族と関係悪い。
K10	女性	30代	長男・次男 10代	5年前	単独 (母親)	×	○	裁判所で決めた養育費を払ってもらえず、当初借家の預かり金を全額養育する母が貰うことになったが半額返還の訴訟を起こされ諦めた。単独親権だが、面会交流の裁判を起こされ相手は勝訴。

表 3. 韓国インタビュー対象者共同親権と共同養育の分類表

		離婚	未婚
共同親権	共同養育難しい	K3・K4・K6 K7・K9	
	共同養育可能		
単独親権	共同養育難しい	K1・K5 K8・K10	K2
	共同養育可能		

海外ホームステイのためのビザの延長など、両親揃って書類に署名がある場合など、かえって子どもの利益に反するケースもあった（K3・K6）。

子どもの権利条約を反映して、離別後の共同養育を実現するため日本より早く共同親権を取り入れた韓国ではあるが、なぜこのように共同親権でも子どもの育ちを両親が協力して支えるという離別後の共同養育が円滑に進まないのだろうか。韓国でのインタビュー・ケースから、韓国での実際から共同養育上の課題について、以下三点を取り上げる。

○韓国の離別後の親権制度に関する問題点

協議離婚および裁判離婚の場合とも、協議離婚の意思決定書の提出から、裁判所からの離婚の案内を受け、養育すべき子どもがいる場合は3ヵ月の熟慮期間が設けられるが、その熟慮期間が表面化している。離婚するしないに関わらず、親としての本当の意味での責任感や自覚を形成するようなプログラムになっていない。養育費の取得や面会交流が子供にとっていかに大切かといった内容だったとの指摘がよく聞かれた。

裁判所で、両面刷り A4 の紙 1 枚の説明を読んでおいてくださいと言われた。内容は、養育費・親権・面接交渉などの語句説明だったが、離婚は初めてなのでそんなものがあるんだな程度の理解だった。夫婦二人だけ残されて TV で共同親権の良いところを紹介した番組（30分）を視聴しただけだった（K10）。

誰にとっても離婚は初めてなので、色々と突然知らなかった知識を沢山知らされ、さらに子どもにとって良いということであれば、親はそれがそのまま自分たちの子どもにとっても良いことだと思ってしまうがちになる。例えば共同親権の場合の色々な場面で必要となる手続きについてもっと具体的に教えてくれたり、自分たち個々の場

合について相談に乗ってくれたり、裁判所の人に対して当事者夫婦各人をアドボケイトしてくれるサポーター（例えばケースワーカーなど）の存在が必要だと思われる。研修プログラムでは、実際に離婚した人でうまくいった例や、うまくいかなかった例、離婚することをやめてうまくいった例やうまくいかなかった例などの紹介もあればとの声もあった。

プログラムで（共同親権の意義について）学んでも、裁判所での決定の際には調停員に逆のことを言われた。養育費を求めたら父親は、今は無理だけどお金ができれば月に20万ウオンでも30万ウオンでも払うといっても、（共同親権なのに）調停員が「養育権はあなた（母親）がとるのだから、養育費も自分で出さない」と言って、結局、将来お金が出来ても払ってもらえなくなった。調停員が強制的に決めてしまうのに、その言動の一部始終が記録に残らず結果だけ記されるので、あとから「やはり養育費を出して欲しい」と思っても調停員のそのような発言内容は裁判記録には残らないから証拠がないから裁判も起こせない（K7）。

初めての離婚でよく分からないのに、アドバイスを受けられないし、それまで（離婚に至るまで）で疲れているので早く終わりとて養育費無しに決めたけど、やはり子供のことを考えると養育費をもらうように決めたほうが良かった（K6）。

また、決まった共同養育の内容を強制的に実行させる制度的手段が必要だ。実際には養育費取り立て委員会に訴える手続きは簡単でも、相手に支払い能力がないと取り立てることができないので、訴えなかったケースもあった（K9）。夫が所得隠しをしている場合、実際には所得があっても払ってもらえないケースも有った（K2）。

単独親権なのに、先の訴訟で養育費を払わないことに決まっていた相手に面会交流の裁判を起こされると、わりと強制的に共同養育に決まる。子どもが嫌がっても子どもの気持ち（心理相談の制度は有る）が裁判全体の判決の中で占める割合が小さく尊重されない（K10）。

このように、裁判の中で子どもの声が反映されないとの指摘もあった。子どもはなおさら大人の出来事に巻き込まれ自分でどうすることも出来ない弱い立場である。前述の親への支援だけでなく、子どもの意思や意見を尊重した「子どもの最善」が確保されるような仕組みが未成年子のいる離婚の再に必要な仕組みだと思われる。

○共同養育を巡るもう一方の親との問題点

離別後の共同養育を履行するには子どもとは離れて住むもう一方の父親の共同養育への理解と協力が不可欠となる。以下は、単独親権であれ、共同親権であれ、実際の共同養育に対するもう一方の親がうまく協力してくれない、自分がコンタクトを取りたくないことによる両親による子どもの共同養育への協同が困難な問題のケースである。

裁判で養育費を払うことに決まっても結局父親が払わないし、会わない。共同親権なのに父親が行方不明に (K3)。

子どものために当然共同親権がいいと思って決めても、そのあと起こる困難がわからなかった。子どものニュージーランド滞在ビザの延長に父親の同意が必要だったが、結局連絡がとれず延長できなかった。子どもが「父さんはこういう時にも役に立たない」と父親を否定する発言をした (K6)。

単独親権で養育も生活費も母親なのに、子どもの病気で常勤の仕事も辞めないといけなかったが、国の扶助を申請したくても、子どもたちの父親の収入がネックになってももらえない (K10)。

もともと関係が悪くなって別れたのに、連絡を取るのはつらいし、嫌だ (K1)。

○国際結婚に関連して

さらに今回の調査研究では、韓国で国際結婚による離婚のケースが3ケースあった (K4・K8・K9)。前述のように「出入国管理及び難民認定法」の改正により日本へも外国人労働者が更に増えることから、そのような場合の多文化家族としての離婚によるひとり親とその子どもへの配慮や支援が必要だろう。

朝鮮民族の中国籍で、仲介を通じた国際結婚だったので、相手の情報(結婚相手が知的障がい者だった)がわからなかった (K9)。

統一教会の信者でフィリピンから来韓した。宗教が決めた相手と結婚した。一度も養育費や面会交流を守らないので、最初は嫌だったが移民者の組合活動を通じて夫の成長を待とうと考えるようになった。外国人の方がより大変なので支援があると良い (K4)。

以上、インタビュー調査結果から日韓の共通点は、親権制度に関わらず、共同養育に対する親の理解が広がっていることである。しかし、そのことが結果的に養育費なしの共同養育という結果にもなっている。親権の種類に関わらず、共同養育については、明確な養育費の分担と効果的な支払いの制度化が必要である。

また、「子どもの最善の利益」の実現としての共同養育の理念が社会的に浸透している一方で、当事者には具体的な制度的知識や社会資源についての情報の提供や当事者に寄り添い支える専門家による支援が普及していない。さらに周囲の性別役割分業観や外国人の親に対する社会経済的非対称性など社会構造上の問題もあり、「子どもの最善の利益」としての離別後の共同養育という理念と現実社会との齟齬も課題として浮かび上がった。

3 日韓比較による東アジア家族主義国家における離別後の親権や共同養育の課題

日本と韓国の両国のアンケート調査とインタビュー調査の比較結果から、欧米とは福祉国家体制が異なる東アジアの家族主義福祉国家において離別後の共同養育・共同親権の導入について以下の課題とその対応が求められる。

第一の問題点として、日韓両国の離別後の親権制度と共同養育の実際との問題がある。日本では離別後は単独親権制度で、韓国は共同親権も選択できるという違いがあるが、共通しているのは家族主義福祉国家の影響が日韓両国の社会構造や社会意識に反映されていることである。

日本では母子家庭や子どもの貧困問題が中々解決されないが、男性中心の労働市場が母子家庭の親の低賃金長時間労働をもたらしている。しかし、同居の成年子に対する扶養義務は一緒に暮らす母親には厳しいが、別に暮らす父親は養育費不払いでも保護責任者遺棄等には問われない。法改正により、離別後の共同養育を改めて強調しながらも、社会構造的には世帯内扶養が適用されており、子どもの利益にとってこれは全くの矛盾である。

韓国の場合、この家族主義福祉国家の影響は、調停員が共同親権を勧めながらも養育費は育てる母親が払うべきだと、母親から父親に対する養育費支払の請求を拒否していることにも見られる。子どもの権利条約に基づき、子どもの最善として共同養育の理念が司法現場に持ち込まれながらも、調停員は母親による子育てという従来のなジェンダー観を持ち込むなど、韓国でも“ダブル・スタンダード”の問題が起こっている。

そもそも、共同親権と共同養育は実施上のそれぞれの課題が異なる。日韓両国での調査でも、面会交流への理解や賛同はよく親自身が言葉にするが、その実施の実際に

は、一緒に暮らす親子への心身や経済的な苦痛を伴う。子どもと別に暮らす親からの養育費分担の確保も含めて、子どもと別に暮らす親にも親としての責任が自覚できる教育や仕組みの早期確立が必要である。離別後の共同養育についての意義についての理解と実践に対する心構えが伴わないと、本来の意味での子どもの利益に結びつかない。また、共同養育が本来の内容を伴って確り実践できないと、子どもが成人するまで場合によっては長期間に及ぶ共同親権の実施は成立しない。

第二点目として、子どもと離れて暮らすもう一方の親との関係である。離別後も子どもの共同養育を円滑に行うためには、子どもと一緒に暮らす親ともう一方の親との関係が離別後もある程度良好であることが必要である。

共同養育の実施には、子どものことでお互いに連絡を取り合ったり、実際に会ったりすることが何度も必要になる。離婚や離別に至る原因が双方にとって辛いものだと、メンタル的にも実施が難しい。先に述べたように、今回の日韓のアンケート調査対象者の場合、日本では精神的暴力や身体的暴力、経済的暴力など、離婚や離別の原因にDVが多くを占めるのが特徴である。このような暴力での離別や離婚の場合、連れ去りや子どもへの対応について心配を抱えながら、果たして共同養育が可能なのだろうか。DVや児童虐待、ギャングルに子どもを連れて行くなど親として不適切な問題が有る場合への柔軟な判断と対応、面会交流をしない選択肢が確保できると良いと思う。

また、韓国の場合は、性格の不一致が一番多く挙げられていたが、実際には養育費の受け取りも、面会交流の実施も日本以上に行われていなかった。嫌いになって別れた両親が子どものために良好な共同養育に努めるためには、当事者の自主的努力だけでは難しいと思われる。韓国でインタビューを行っている際には結婚前に親の教育が必要だという意見を多く聞いた。いきなり離婚時に裁判所で簡単な説明を受けるのではなく、学校教育でライフプランについて授業を行う際に、従来のようなファミリー・ライフサイクルとしての結婚や出産についての情報提供だけでなく、個々人の様々なライフコースの視点からも離婚も視野に入れた教育が提供されることが求められる。

最後に、国際結婚の場合についてである。今回の日韓両国とも国際離婚のケースが含まれていた。グローバルな人の動きの中で、今後も増えると思われる。単独親権や共同親権などの制度の違いだけでなく、子どもの親権取得や養育費など、その後の子育てに向けての話し合いにおいても文化的違いから生じる様々な問題を解決するサポートが必要になる。

もともと日本では家の恥として家庭内のもめごとを家族の外部に漏らさないという意識があった。そのため、離婚についての相談相手や、様々な手続きや判断の際に情報提供をしたりしてくれる専門知識のある支え手が周囲におらず、日本人の場合でも、このような場合の相談相手は親族や友人など身近な人々である。

国際離婚の場合は、日本と出身国の法制度が異なるため、外国人の当事者はもとよ

り親族や友人もアドバイスがしづらい。さらに、異国での離婚は心細い。グローバル化が進む今日ではこのような離別時やそれ以降の生活に際して、外国人の親や子どもを支える専門家を育てることも必要となるだろう。

最後に、日韓両国とも「子どもの最善」に対する“科学知識”としての「共同養育」の捉え方と、当事者性との齟齬が見られる。一般の人は、殆どの場合、未成年の子どものいる場合の離婚に際し、子どもの権利条約やそれに準じた他国や自国の実情、自分にとって必要な知識や配慮などがよく分からない。弁護士との打ち合わせや調停などの司法の場面で、共同養育や共同親権が「子どもの最善」だからと司法科学的知識を一方通行的に押し付けられても、これまで離婚や離別を考えたことが無いため知識や判断基準がまだ持て無い当事者にとって、それが自分や子どものケースに相当するのかが判断がつかない。これを一般人には知識が無いと「欠如モデル」として捉えるのではなく、当事者の立場や思いを知る「双方向的コミュニケーション」が必要である(小林, 2011)。共同養育や共同親権が「子どもの最善」という一般化ではなく、「この親子」について向かい合うのであり、「この子どもの最善」について考えられるよう、ケースを個別化して当事者の思いに耳を傾ける丁寧なケースワークが求められる。特に DV や児童虐待事例など問題のあるケースについては猶更である。

共同養育の実施や共同親権について、グローバル・スタンダードな理念や法規範と福祉国家の類型との関連を分析するため、同じ東アジアの家族主義福祉国家である日本と韓国を制度と当事者の現状を比較した。その結果、約 30 年前の 1990 年に共同親権が選択できるようになった韓国でも、家族主義福祉国家の社会構造から生じるジェンダーが課題を残していることが判明した。さらに日本では、単独親権下での民法改正による共同養育の啓発により、父親の養育費不払いによる母親の一方的子どもの扶養の習慣が残されたまま共同養育として面会交流が取り入れられつつあることが浮き彫りになった。

本稿では、共同親権が行われている他国と日本では離別後の親子が置かれている社会構造の違いについて考慮し実施する必要があることが確認された。今後の研究課題としては、福祉国家体制の類型が東アジアの家族主義とは異なる地域における家族政策と共同親権や共同養育の実際から日本での導入に対する制度的あるいは支援体制の知見を得ていくことである。

*この研究は 文部科学省日本学術振興会科学研究補助金 基盤研究C 研究課題名: 日本における離別後の共同養育の課題と可能性についての調査研究(研究代表者 山西裕美課題 No. 26380732) の交付を受けて実施している。

*日本での調査研究では熊本市を始め、市内母子福祉関連施設等にご協力いただき実施できた。また、韓国ソウル市での調査研究は延世大学神学部相談コーチング支援セ

ンターのクォン・ス・ヨン(권수영)教授並びに韓国ひとり親団体 Korea Association of Single Parent Family (사단법인 한국한부모가정사랑회) ファン・ウン・スク(황은숙) 会長および会員の皆さんの協力を得た。さらに、日韓両国では多くの方々が御厚意でインタビューに応じて下さった。本研究は、これらの方々の理解と協力が得られなければ、行うことができなかつた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

文 献

- Andersen E. G, 1997, 'Hybrid or Unique? The Distinctiveness of the Japanese Welfare State', *Journal of European Social Policy*, Volume 7 Number 3, pp. 179-189.
- United States Department of State, 2018, Annual Report on International Child Abduction.
- 小林傳司, 2011, 「科学コミュニケーション」, 『科学論の現在』, 勁草書房.
- 榊原富士子・池田清貴, 2017, 『親権と子ども』, 岩波書店.
- 自由民主党, 1979, 『研修叢書 8 日本型福祉社会』.
- 千田有紀, 2017, 「親子断絶防止法について」, 『国家はなぜ家族に干渉するのか』, pp.58-86, 青弓社.
- 厚生労働省, 2017, 平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果.
- 武川正吾, 2005, 「福祉オリエンタリズムの終焉」, 武川正吾他編著『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』, pp.54-76, 東信堂.
- 判例時報社, 2017, 判例時報, 2325 号.
- 山西裕美, 2018a, 「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察」, 熊本学園大学社会福祉研究所『社会福祉研究所報』, Vol.46, pp.1-19.
- 山西裕美, 2018b, 「離別後の親権についての日韓比較研究」, 熊本学園大学付属海外事情研究所『海外事情研究』, Vol.45, pp.1-24.
- 山西裕美, 2019, 「つれづれ時事寸評 21 子どもの引き渡しと『子どもの最善』—ハーグ条約実施法改正要綱について考える」, 熊本学園大学付属社会福祉研究所『私たちの福祉』(印刷中).
- 山西裕美・周典芳, 2018, 「離別後の親権についての日韓比較研究-制度の視点からの一考察」, 熊本学園大学『社会関係研究』, Vol.23-1, pp.51-79.
- 山西裕美・周典芳, 2019, 「離別後の親権についての日韓比較研究② —東アジアの家族主義福祉国家における調査結果からの一考察—」, 熊本学園大学『社会関係研究』, Vol.23-2 (印刷中).
- 善積京子, 2013, 『離別と共同養育—スウェーデンの養育訴訟にみる「子どもの最善」』, 世界思想社.

Issues on the children's parental rights and joint custody—Comparing Japan with Korea from the results of research in both countries

Hiromi YAMANISHI

This research raised the issues of children's parental rights and joint custody after their parents' divorce, especially from the point of international standards of joint custody and law philosophy and type of Welfare States by comparing Japan and Korea.

As results, both Japan and Korea generally adopted East Asia Model type of Welfare States, so called "familialism. Through questionnaire survey and interviewing divorced parents, this research proved that Korea has implemented the joint-custody for about 30 years, but the divorced parents are still struggling for the gender issues derived from the social structure of the family oriented welfare system.

Although Japan still maintains the alone-custody in civil law, however, the national enlightening activities caused the divorced mothers have to raise their children alone without any financial support from their ex-husbands, and must accept their ex-husbands' visiting and contacting with the children.

This research suggests that proper social support will be needed for mothers and children before deciding joint custody and visitation or contact in some serious cases, like DV.